経営学関連研究の特質にもとづく論文の在り方への考察

一税務会計研究論文の前提として一

〈経営学関連学会の論文査読及び自然科学研究と社会科学研究の違い〉

濵 沖 典 之

〈目 次〉 1. 問題提起

- (1) 問題の所在
- (2) この論文の目的
- (3) エピソード:筆者が指導を受けた研究スタイル
- (4) エピソードを通しての示唆

(以上「中央学院大学商経論叢」第32巻 第1号に掲載)

- 2. わが国における経営学関連学会の論文査読
 - (1) 匿名による論文審査
 - (2) 査読者は顕名であることが好ましい
 - (3) 投稿者が「査読付き論文」又は「査読なし論文」の選択ができる体制は好ましい
- 3. 自然科学研究と社会科学研究の違い
 - (1) 自然科学と社会科学の捉え方
 - (2) 社会科学の特徴
 - (3) 社会科学研究の存在理由
- 4. 経済学研究・経営学研究・会計学研究それぞれの研究領域
- * 3. 及び4. への補足

(以上本稿に掲載)

^{*「}中央学院大学商経論叢」への投稿に際して字数制限がありますので、一つの論文を本稿を含め数回に分けて投稿しています。本稿は「中央学院大学商経論叢 第32巻 第1号」に掲載した続きで第2回目の稿です。

^{*}論文全体のテーマをメインタイトルで示し、サブタイトルを一税務会計研究論文の前提として一としています。サブタイトルを一税務会計研究論文の前提として一と記してあるのは、この論文の内容自体が税務会計研究における良い(あるべき)論文への考察の前提となるためです。また、本稿で掲載した部分の内容を〈〉内で表現しています。

2. わが国における経営学関連学会の論文査読

会員から論文投稿を募り学会誌(研究論集)を発行する学会には投稿規定或いは投稿要領¹⁵⁾がある。学会の学会誌(研究論集)に投稿規定或いは投稿要領を設ける目的は,論文はその内容が良いことが大事であるから,論文の内容に焦点を当てるために,まず形式面である論文作成の要領を統一しようとする点にあろう〔考察〕。

〔考察〕アメリカ心理学会では論文作成マニュアルを1929

年から公刊している。このマニュアルは論文投稿の際に 投稿者が留意して統一した要領で執筆することを目的と して、改訂されながら今日に至っている。このマニュア ルでは「論文スタイルを統一することにより…さまざま な効果が期待できる。…「ルール」として明示され、そ れに従うことで明晰な文章表現が可能となり、その結果 執筆者は論文の形式面よりも内容面に知的なエネルギー を集中できるようになる」¹⁶。としている。筆者が調べたわ が国の学会の投稿規程或いは投稿要領にかんする規定等 (脚注15参照)には、投稿規程或いは投稿要領を設ける理 由を示したものは見当たらないが、その理由を、アメリ

- 15) 参考にしたのは以下の学会の論文投稿に関する規程などである。
 - (1) 日本消費者教育学会編「日本消費者教育学会 会報 (No.34 2014)」日本消費者教育学会, 2014 (平成26) 年・掲載項目:「『消費者教育』の投稿規程 (内規) (113ページ)」,「『消費者教育』の執筆要領 (114ページ)」,「『会報』投稿規程・執筆要領 (115~116ページ)」。
 - (2) 日本会計史学会編「会計史 学会年報 2013年度(第32号)」日本会計史学会, 2014(平成26)年・掲載項目:「『会計史学会年報』 投稿規定(118~119ページ)」, 日本会計史学会のウェブサイト: http://ahaj.org(最終閲覧日: 2018(平成30)年1月6日)・ 掲載項目:「日本会計史学会編集委員会規程」,「『会計史学会年報』投稿規程」,「『会計史学会年報』執筆要領」。
 - (3) 日本会計研究学会編「会計プログレス 第17号」日本会計研究学会,2016 (平成28) 年・掲載項目:「機関誌執筆要領(111~113ページ)」,「「会計プログレス」14号,15号,16号の査読者のみなさまへ御礼とお願い(114ページ)」,日本会計研究学会編「会計プログレス第18号」日本会計研究学会,2017 (平成29) 年・掲載項目:「『会計プログレス』第18号への投稿について(80ページ)」,「機関誌編集委員会運営細則(81ページ)」,「機関誌執筆要領(82~85ページ)」,「「会計プログレス」14号,15号,16号査読者一覧(86ページ)」,<編集後記>(87ページ),日本会計研究学会「平成28年度日本会計研究学会会報」,2017 (平成29) 年,日本会計研究学会のウェブサイト:http://www.jaa-net.jp/sitemap.html(最終閲覧日:2018(平成30)年1月6日)。
 - (4) 租税訴訟学会編『租税訴訟 第9号—租税公正基準3—』財経詳報社,2016(平成28)年。
 - (5) 日本企業経営学会編「企業経営研究 第19号」日本企業経営学会,2016 (平成28) 年・掲載項目:「学会誌『企業経営研究』「投稿規定」(75~76ページ)」、「日本企業経営学会学会誌『企業経営研究』「執筆要領」(77~80ページ)」。日本企業経営学会のウェブサイト http://jaeba.info:(最終閲覧日:2018 (平成30) 年1月6日)。
 - (6) 日本税法学会「税法学 第576号」清文社, 2016 (平成28) 年。
 - (7) 日本監査研究学会「現代監査 No.27」, 2017 (平成29) 年, 日本監査研究学会のウェブサイト: http://www.dobunkan.co.jp (最終閲覧日:2018 (平成30) 年1月6日)・掲載項目: 「日本監査研究学会機関誌『現代監査』に関する内規」,「『現代監査』投稿規程および執筆要領」。
 - (8) 経営行動研究学会編「経営行動研究年報 第25号」経営行動研究学会, 2016 (平成28) 年・掲載項目:「『経営行動研究年報』編集・投稿規定・執筆要領」, 経営行動研究学会のウェブサイト http://www.jam1991.org: (最終閲覧日: 2018 (平成30) 年1月6日)。
 - (9) 税務会計研究学会編「税務会計研究 第27号 課税ベースのあり方」第一法規, 2016 (平成28) 年。
 - (10) 日本簿記学会学会誌編集委員会編「日本簿記学会年報 第32号」日本簿記学会,2017 (平成29) 年・掲載項目:「日本簿記学会年報執筆要領 (85~87ページ)」,日本簿記学会のウェブサイト: http://www.hakutou.co.jp (最終閲覧日:2018 (平成30)年1月6日)。
 - (11) 中小企業会計学会編「中小企業会計研究 第3号」中小企業会計学会,2017 (平成29) 年。中小企業会計学会のウェブサイト: http://jaasme.org (最終閲覧日:2018 (平成30) 年1月6日)・掲載項目:「『中小企業会計研究』投稿規程」、「学会誌編集委員会運営規程」、「『中小企業会計研究』執筆要領」。
 - (12) 日本産業経済学会 論集編集委員編「産業経済研究 第17号」日本産業経済学会,2017 (平成29) 年・掲載項目:「日本産業経済学会研究論集投稿・査読規定 (124~125ページ)」。日本産業経済学会 http://www.sangyokeizai.org のウェブサイト: (最終閲覧日:2018 (平成30) 年1月6日)。
 - (13) 経営関連学会協議会のウェブサイト: www.jfmra.org (最終閲覧日: 2017 (平成29) 年1月13日)・掲載項目:「電子版ジャーナルの投稿規定」、「電子版ジャーナルの執筆細則」、「加盟学会推薦論文投稿規定」。
 - (14) アメリカ心理学会(APA) 著. 前掲書。
- 16) アメリカ心理学会(APA) 著, 前掲書, まえがき iiiページ。

カ心理学会の論文作成マニュアルで示されているように、 投稿規程或いは投稿要領に従うことで明晰な文章表現が 可能となり、その結果執筆者が論文の形式面よりも内容 面に知的なエネルギーを集中することができる、とする ことは当を得ているであろう。

そして投稿された論文に査読を行う学会では査読要領を示している。しかし査読要領は、査読の形式を統一するためのものであって、或は論集への掲載論文を専門的に限定するためのものであって、良い(あるべき)論文とはこのようなものであるということを示すものではないであろう¹⁷。

(1) 匿名による論文審査

学会における匿名による査読の場合, 論集編集委員会が1名又は2名の査読者を指名するのが一般的であろう。指名された査読者が投稿者の論文作成能力を上回る場合は問題は生じないであろう。しかし査読者の論文作成能力が投稿者の論文作成能力よりも劣る場合, 問題が生ずるであろう。また複数の査読者の意見が分かれたときに, 第3の査読者に再査読を依頼することはよくあることと思われるが, 第3の査読者の論文作成能力が第1及び第2査読者の能力, そして投稿者の能力より優っているとは限らない。第3の査読者に再査読を依頼する場合, 査読者の多数決で投稿の可否が決められることが多いように見える。このようなやり方で論文掲載の可否が決せられたことが投稿者に伝われば, 掲載が認められた場合は良いとしても, 認められなかった場合, ことは混

乱するであろう〔補足〕。

[補足] 投稿論文の掲載が査読によって認められなかったことに投稿者が不満を抱き、その学会を退会した例があると聞く。「自分より論文作成能力の低い者に査読された結果である。」と判断したのかもしれない。また投稿論文の掲載が認められなかったので、あらゆる手段を講じて査読者を非難する振る舞いをした者があったと聞く。論集編集委員長はじめ関係役職者は辟易したとのことであった。また掲載が認められたにもかかわらず査読委員の中に投稿論文へのクレーム(修正要求)があり、そのクレームに対し投稿者が不満を表明し論集編集委員長は事の収拾にたいへん労力を強いられたケースの話を聞いた。

査読を行っている学会の多くは、誰が論文を審査したのかわからないように配慮している。それでいて、いくつかの学会では、査読者の尽力に配慮して、査読者リストを作成するなどして、誰の投稿論文を審査したのかわからないようにしたまま、査読した者の名を公表しようとする。ここまでして誰がどの論文を審査したのかをひたすら隠そうとするのはなぜであろうか。このようなやり方は好ましいと云えるのであろうか〔補足〕。

[補足] 日本会計研究学会の学会紙である「会計プログレス」2016では過去3年間の査読者の名前をどの論文の査読を行ったのか推測不可能な形で公表する旨の記載が編集委員長名でなされている¹⁸⁾。そして同2017では、その通りの掲載がされている¹⁹⁾。また、ある学術組織の査読体制にかんする会議において、どの論文の査読を査読者が行

¹⁷⁾参照した学会の査読規程は以下である。

⁽¹⁾ 日本会計史学会のウェブサイト:http://ahaj.org (最終閲覧日:2018 (平成30) 年1月6日)・掲載項目:「『会計史学会年報』 査読ガイドライン」。

⁽²⁾ 日本会計研究学会編「会計プログレス 第17号」日本会計研究学会, 2016 (平成28) 年・掲載項目: 「レフリー制についての申し合わせ (109~110ページ)」。日本会計研究学会のウェブサイト: http://www.jaa-net.jp/(最終閲覧日: 2018 (平成30)年1月6日)。

⁽³⁾ 日本企業経営学会編「企業経営研究 第20号」日本企業経営学会,7016 (平成29) 年・掲載項目:「日本企業経営学会研究論集査読規程」(108ページ)」。日本企業経営学会のウェブサイト: http://jaeba.info:(最終閲覧日:2018 (平成30) 年1月6日)。

⁽⁴⁾ 日本産業経済学会 論集編集委員編「産業経済研究 第17号」日本産業経済学会, 2017 (平成29) 年・掲載項目:「日本産業経済学会研究論集投稿・査読規定 (124~125ページ)」。日本産業経済学会 http://www.sangyokeizai.org のウェブサイト: (最終閲覧日: 2018 (平成30) 年1月6日)。

⁽⁵⁾ 中小企業会計学会のウェブサイト:http://jaasme.org(最終閲覧日:2018(平成30)年1月6日)・掲載項目:「 査読制度運営規程」、「応募原稿査読要領」、「『中小企業会計研究』 査読結果報告書」。

¹⁸⁾ 日本会計研究学会編「会計プログレス 第17号」日本会計研究学会、2016 (平成28) 年、114ページ。

¹⁹⁾ 日本会計研究学会編「会計プログレス 第18号」日本会計研究学会, 2017 (平成29) 年, 86ページ。

ったのかがかわからないようにすることが大事である。 しかし、それでは査読者の氏名が表に出ないことになり 労を取った査読者には不満が残る。そのため何年かに1 度、それまでの査読者リストを、どの論文を審査したの かわからないようにして公表する。このようにすること によって査読者のとった労は報いられるであろう、との 意見が了承されたことがあった。これらのことが意味す るところは、投稿者に査読者がわからないように、会と して配慮しているということである。これは何故であろ うか。投稿者の論文作成能力よりも低い能力者が査読し た場合のトラブルを防ぐためであろうか。或いは投稿者 と査読者の個人的対立の状況を未然に防止するためであ ろうか。

多くの学会で匿名による査読がなされているが、それ は投稿者の論文作成能力が査読者のその能力よりも高い 場合のトラブルを防止するためではなかろうか、と云え ば云い過ぎであろうか。

(2) 査読者は顕名であることが好ましい

投稿論文が採用されるにしても、されないにしても投稿者の理解と納得が望まれるのではなかろうか。学会は学ぶ会であるため、掲載されなかった論文に対して、どの点が不十分であったのかを示し、そのことによって投稿者が学び学術研究能力を向上させることができるような体制を構築することが望まれる〔補足〕。

[補足] 一部の学会の査読記入用紙を見る限り,投稿者の学術研究能力を向上させるような配慮がなされている。しかし多くの学会で,望まれるべき「投稿者が学び学術能力を向上させることができる体制を構築することが」明示されていない。このことは大きな問題であると思える。それは,やはり良い(あるべき)論文とはどのようなものなのかが釈然としないまま論文査読がなされていることに由ろう。すなわち投稿者の学術研究能力を向上させるための配慮といっても,投稿者と査読者の学術研究能力のどちらが優っているのかが問題の根底に横たわっているであろう。

そのためには審査員を顕名にしての論文査読をすべき

であろう。この方法は査読者が無責任な意見を表明することの防止になるし、表明された査読結果に対し投稿者の納得を得ることが期待できるであろう。しかしこの場合、表明された査読結果に対する投稿者の質疑に対して納得できる応答を査読者が行うことが求められる。すなわち論文とはこのようなものであるとの確信を査読者が持ち、納得できる説明を投稿者におこなうことが求められる〔補足〕。

[補足] かつて筆者は顕名による論文査読を受けたことがある。その学会は当時も現在も会員数500名以上である。筆者の論文の査読をしたのは当時の早稲田大学教授と明治大学大学院教授で顕名であって、査読結果を署名入りで通知されたことによって、また著者は両委員に一定の評価をしていたこともあり、それぞれの委員の指摘を理解し、納得して手直しをした。このことによりより良い論文になって公刊されたと感謝している。しかしこのような査読者を顕名にすることができる学会は、それぞれの分野のエキスパートなりオピニオンリーダーを擁する学会において可能となるであろう。すなわち投稿論文者と同等以上の論文作成能力を持った査読者を擁する学会において可能となるであろう。

(3) 投稿者が「査読付き論文」又は「査読なし論文」 の選択ができる体制は好ましい

投稿者が「査読付き論文」又は「査読なし論文」の選 択ができる体制は、投稿者が査読者の査読能力を信用し ていない場合(或いは査読者の査読者能力に懐疑的な場 合)、好ましい〔補足〕。

[補足]かつて筆者はある学会の学会誌に投稿したが、その学会誌には「査読を希望する」又は「査読を希望しない」の選択があった。筆者の論文は実務を描写して展開したもので、オリジナルで研究の累積は約20年あり自信を持っていた。学会構成メンバーからして、査読者に実務と理論との融合的内容を持つ論文を審査できる者はいないと見て取り、査読者に当を得ない意見をされることを嫌ったため、しかし一方で自身の研究成果をその学会で公刊したいとの思いがあったため、「査読を希望しない」、として投稿し論文として掲載された。投稿者が「査読付

き論文」又は「査読なし論文」の選択ができる体制は好ましいのではないだろうか。

[補足] 上記に関し、最近ある研究会で聞いた話であるが、 筆者が投稿した学会において、かつて査読体制を敷くか 否かの論議において、査読を行うべきであるとする意見 と査読は行うべきでないとする意見が対立したとのこと である(両者とも会計学の分野で誰もが認める大家であ る(両者ともすでに物故されている))。その学会は、「査 読付き論文」掲載と「査読なし論文」掲載のどちらかを 投稿者が選択できるようになっているが、かつての意見 の対立を受けて「査読付き論文」又は「査読なし論文」 の選択ができる体制にしたのかもしれない。

ところで学会における査読の実態はいかなるものであろうか。通常学会における論文査読は編集委員長或いは編集委員会によって選任された査読者に対し、査読内容に関して一任している。選定された査読者は独自の裁量で査読をしており、査読結果が尊重されているのが現状であろう。無償で又は薄謝で査読をお願いするのであるから査読の中身や結果については立ちることができないと考えられているのであろうか。しかし査読者は、良い(あるべき)論文とはどのようなものなのかということに関して確とした考え方をもって査読しているのであろうか。

査読者は良い(あるべき)論文とはどのようなものかということについて一定の見識を持つことが必要であるが、この点多くの学会であいまいにされたまま査読を依頼してきたのかもしれない〔補足〕。

〔補足〕査読者の査読結果はさまざまである。すなわち、 簡素な結果のみの報告、説明不十分の報告等がある。

論文とは云えない問題提起のみの文面や研究した内容のみの文面が学会誌(研究論集)に論文として掲載されているのを散見する。これは現実的な問題として、それなりの論文の数を学会誌(研究論集)に掲載しなければならない、という要請がそれぞれの学会にあるのかもしれない。すなわち論文査読を厳しくすることによって不採用の論文が多くなり、掲載論文の数が少なくなること

を避ける必要性があってのことなのかもしれない。

仮に「論文とはこのようなものである」との指導を受けることがないまま大学教員となり学生や大学院生に対して論文指導する立場になっていたとした場合、良い(あるべき)論文についての指導ができるのであろうか。もしかして、良い(あるべき)論文とはどのようなものかについての指導を受けることなく、論文とはこのようなものであるとの確信を持たずに査読者になっている者がいるように見える、と云えば云い過ぎであろうか。そうではなくて、査読者に指名されるものはすべからく良い(あるべき)論文について自己研鑽を行い、その結果自分なりの良い(あるべき)論文についての見識を持っているのであろうか。

投稿者のためにも査読者のためにも,良い(あるべき) 論文について論議されることが望まれよう。

そこで,以下では、良い(あるべき)論文についての考察を進めていくのであるが、この論文で考察している学問上の領域は経営学関連研究であるから、まず自然科学研究と社会科学研究の違いについての検討から進めていく。結論に向かっての要点を外さないように留意しながら、必要と思われるポイントのみを取り上げながら考察を進め、この論文の問題提起、すなわち経営学研究における良い(あるべき)論文とはいかなるものか、の結論を導出したい。

3. 自然科学研究と社会科学研究の違い

(1) 自然科学と社会科学の捉え方

自然科学とは、自然現象を考察対象として、その法則 性を明らかにするものであろう〔考察〕。

〔考察〕自然科学は「自然界に生ずる諸現象を取り扱い, その法則性を明らかにする」²⁰¹ものとされる。

そして社会科学は、人を取巻く環境の中で、人が社会

²⁰⁾ 新村出編「しぜん・かがく【自然科学】」『広辞苑第六版』岩波書店, 2008 (平成20) 年, 1,233~1,234ページ。

的存在として行動する事象について実証法的方法によって考察するものであろう [考察]。

[考察] 社会科学は「社会現象を対象として実証法的方法によって研究する」²¹⁾ものとされる。

[考察] 熟考すれば、やはり社会科学は実証法的方法によるのであろう。しかし、わが国では、例えば会計学のように、実証法的方法を敢えて避けてきたように見える学問がある。1937 (昭和12) 年に日本会計学会が創設されているが、その後会の名称を日本会計研究学会に変更して今日に至っている。ことさら「研究」を織り込んでいること、「研究」を織り込んだ理由は実務家を排除するためのようにも見えること、そして会の活動には会計実務経験のない会員でほぼ構成されていることなどからして、実証法的研究がなされてきたとは思えない²²⁾。ちなみに日本経営学会は1926 (大正15) 年に創設され名称を変更せずに今日に至っている。

経営とか会計なるものは、実務と理論が両輪で機能するものであり、実務は理論の裏付けを必要とし、理論は実務で実証されるべきもので、経営学や会計学には実証法的方法による考察が欠かせないはずである。

(2) 社会科学の特徴

科学 (science) とは何か, についての捉え方は社会 現象の変遷にしたがって歴史的に変遷しているようである²³⁾が,一般に科学 (science) は狭義の科学 (science) と広義の科学 (science) とに分けて捉えられているようである。すなわち自然科学のみをもって科学(science) とする捉え方と自然科学と社会科学とを併せて科学 (science)とする捉え方である²⁴⁾。現代においては自然科学と社会科学を併せた広義の科学 (science)を科学 (science)とする捉え方が主流であるようである。しか しこの捉え方の理由は釈然としない。この捉え方は、社会科学を科学(science)という範疇に含める目的で科学(science)の定義を敢えて広げるもの、のように見える。

上述の捉え方の違いは、科学(science)を普遍的な法則性を追究するものであるのか否かで区分することによるものであると云えよう。すなわち、法則性を追究するものを科学(science)とし、これに自然科学が該当するという捉え方(狭義の科学(science))と、普遍的な法則性を追究するものにこだわらず、自然科学と社会科学を併せて科学(science)とする捉え方(広義の科学(science))との違いであると云えよう〔考察〕。

[考察] 社会科学辞典によれば、科学は「…物事の客観的 法則性をあきらかにし、一群の基本法則をもとに理論体 系を作る」²⁵¹ものとされている。すなわち狭義の科学 (science) のことを科学 (science) としている。

〔考察〕学問と科学 (science) との関係:

- ・簿記(Bookkeeping)は世界共通の用語であって、文献に残っているものだけでも500年以上の歴史があることは周知である。この簿記は科学(science)なのであろうか。 簿記は500年の時空を越えて、世界に流布され大学の授業の中に、アメリカにおいては会計学の基礎部分として日本においては会計学の構成要素の一つとして組み込まれているのである。それは、ひとえに人間社会に役立つものであるからであろう。
- ・ジョージ・オリバー・メイ(George Oliver May)は、会計は科学(science)ではなく技術(art)であるとした²⁶⁾が、今日において会計学は社会科学における立派な学問である。それは、技術であるとしても、現代社会において欠かすことができないものであるから学問として認められているのであろう。
- ・近年日本学術会議は「サービス学」を立ち上げようとし

²¹⁾ 新村出編「しゃかい・かがく【社会科学】」, 前掲『広辞苑第六版』, 1,294ページ。

²²⁾ 後述するが、最近になって会計学では、サンプルを使っての数式モデルで統計学を援用した考察を行うようになってきた。しかし、このような考察方法は実証法的研究のほんの一部と理解することができよう。

^{23) 「}科学」社会科学辞典編集委員会編『新版 社会科学辞典(新版第1刷)』新日本出版社,1978(昭和53)年,26~27ページ及び「科学」社会科学辞典編集委員会編『新編 社会科学辞典(新編第4刷)』新日本出版社,1989(平成元)年,41ページ参照。

²⁴⁾ 濵沖典之編著『税務会計論』五絃舎, 2015 (平成27) 年, 6ページ以下。

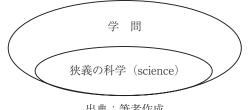
^{25)「}科学」社会科学辞典編集委員会編, 前掲辞典, 26ページ。

^{26) 「}会計は science (科学) ではない, それは art (技術) である。しかし, それは広範な有用な art (技術) である。」(George Oliver May, *Financial Accounting-A Distillation of Experience*-, New York: The Macmillan Company, 1957, p.1. 及び黒沢清『近代会計の理論 (5版)』白桃書房, 1963 (昭和38) 年, 37ページ参照。)

ている²⁷が、この「サービス学」は、好ましい社会生活に必要なものと捉えられ、学問として立ち上げようとされているように見える。すなわち社会的役割が重視されて「サービス学」は認知され、学問として立ち上げられようとしているように見える。

・学問とは、自身が知らないことを、学び、問うこと、と 解釈することができよう。大事なことは学問が人間の実 社会に役立つものであって、人間の実社会に役立つなら ば、それは学問としての有用性を有し、その存在意義が 認められるはずである。ならば、科学 (science) の論議 はさておき、学問の中に科学 (science) は含められよう。 すなわち、学問と科学 (science) との関係は、学問の中 に科学 (science) が包含されていると理解することがで きよう。例えば大学の教科目は一般に学問と理解される が、そうだとすれば、大学の教科には学問には、自身が 知らないことを、学び、問うことを内容とするが狭義の 科学 (science) に属さない教科目と法則性を追究する狭義 の科学 (science) に属する教科目が存在する。狭義の科学 (science) に属さない教科目には、人類学・考古学・経済学・ 経営学・会計学・地理学・歴史学・法学・言語学・政治学・ 国際研究・心理学・語学関連科目・(リテラシーとしての) 情報関連科目等があろう²⁸⁾。一方狭義の科学(science)に 属する教科目には理学(物理学・化学・生物学・地球科学・ 天文学・数学)、応用科学(医学・農学・工学等)があろう。 ・学問を重視する考え方からすれば、普遍的な法則性を追 究しようするのが科学 (science) か否かという論議を煎 じ詰めることはあまり意味を持たないように思える。 以上述べた学問と科学 (science) との関係を図で示せば 図表4のように表現できよう。

図表4:学問と科学 (science) との関係



出典:筆者作成

この図は法則性を追究するものが科学(science)であるとする狭義の科学(science)は、学問の中に含まれることを示すものである。またこの図の含意は、社会科学において大事なことは科学(science)の定義を吟味することよりも、現実社会における学問の有用性、すなわち、自身が知らないことを、学び、問うことが重要であることを指摘するものである。

社会科学における法則なるものは、解釈で異なるもののように思えるし、その時代において発見された法則と云っても時代が進み環境が変化すれば通用しなくなるものが含まれているのではなかろうか。確かに、社会科学での研究によって、ある程度の傾向性は見出しうるとしても、法則性を見出すは難しいであろう。社会科学は自然科学とは異なり、考察対象に対しての普遍的な法則性を見出し切れているとは云い難い²⁰[補足]。

[補足] 筆者は、社会科学が普遍的な法則性を見出しきれない理由について以下のように論じている。すなわち社会科学は社会現象を考察対象とするが、その原動力は人の「心」である。人の心は自在で融通無碍であるがゆえに必ずしも合理的な動きをするものではない。このような人の「心」が原動力である社会現象は環境や時代が異なればさらに異なった動きをするものである。よって社会現象を考察対象とする社会科学は普遍的な法則性を見出しきれないとした³⁰⁾。

〔補足〕かの会計学者佐藤孝一は、「自然科学(Naturwissenschaft)は、客観的科学とも称せられ、研究対象が自然現象であるから、天文学者が…観察・実験・分析・比較・連結・総合等行い、研究対象についての説明を提示するが、しかし、それぞれの分野における法則を発見し、これを公示した後においても天体は依然として軌道を運行し…」³¹⁾として、自然科学の研究対象が自然現象であって、法則を発見し、公示するものであることを述べている。

また,佐藤孝一は,「社会科学 (Gesellschaftwissenshaft)

²⁷⁾ 日本学術会議の経営学委員会及び総合工学委員会が合同でサービス学分科会としてサービス学の立ち上げを審議している。日本学術会議のホームページ: http://www.scj.go.jp/参照(最終閲覧日2018(平成30)年1月17日)。

²⁸⁾ 濵沖典之, 前掲編書, 22ページ参照。

²⁹⁾ 濵沖典之, 前掲編著, 17~18ページ。

³⁰⁾ 濵沖典之. 前掲編著. 6ページ以下。

³¹⁾ 佐藤孝一『博士・修士・卒業論文の書き方(21版)』同文舘,1987(昭和62)年,21ページ。

においては、研究対象が…社会現象であるから…社会科学における法則なるものは、歴史上のある特定の時点又は特定期間における人間の行為・行動の単なる説明にすぎないものであり、その結果、新しい法則が新しい行為・行動を説明するのに必要とされる」²²⁾として、社会科学における法則といっても、それは人間の行為・行動の単なる説明にすぎないものとしている。すなわち自然科学に属する天文学においては、天体の法則を発見した後もその法則にしたがって天体は規則正しく法則にしたがって回り続ける。しかし社会科学の学問分野においては人が作った社会に対する法則を見いだせたとしても、時代や国が異なればその法則は別の法則にとってかわられるものとしている³³⁾。

[補足] 経済学において法則となづけられるものがあるが、それらは時代や国や地域が異なれば適用できないものもあり、宇宙や自然の普遍的な法則を追究しようとする自然科学とは異なるものである。例えば、経済学上のジミ係数・エンゲル係数・需要供給曲線・グラシャムの法則・ケインズ理論・ラッフアーカーブなどの係数・法則・理論などは、自然環境・政治環境・経済環境・人々の慣習慣行などの考察の前提が変化すれば、変化後の考察結果は異なることもあり、個別具体的な現実に普遍的な法則を当てはめることができるとは云い難く340、経済学研究における法則なるものは経済的な傾向を示したり方向性を示すものと捉えることが適当であろう。

[補足] 近年ある学会の国際学術交流の時³⁵⁰に,経済学は 現実の経済に直接役立つものと期待したが,現実の経済 に役立たないものとの意見が多くの外国の研究者からあ った。すなわち経済学研究の一つに,考察の条件をあら かじめ絞り込み限定した条件の中で,仮説を設定し,数 式モデルを用いて実証を行い,その結果に法則性を持た そうとする経済学での手法の結論が現実とは乖離してい るとの意見である。すなわちこのような考察手法は複雑 な要素を併せ持つ現実経済には当てはまらないものであ るという意見である。このような手法は形式的なもので、 経済現象の何に対してもどのような形でも当てはめるこ とができるものであり、たんに当事者の研究業績稼ぎの ためのものであろう、との辛辣な指摘もある。

[補足] 英国の経済学者 J.R.ヒックスは経済学に合う 法則を① X 無関係に Y が起こるであろう(\rightarrow 無条件の予測),②もし X が起これば Y が起こるであろう(\rightarrow 強い条件付き予測),③他に障害が起こらないで X が起これば Y が起こるであろう(\rightarrow 弱い条件付き予測)の三分類した。そして経済学に合う予測は③のみであるとしたとされる 36 。

[補足] 経済学者のディアドラ・N・マクロスキーは、ほとんどの計量経済学の教科書は統計的有意性と実体的重要性が異なるということを述べていない。有意性検定はそもそも尺度ではないことを指摘している⁵⁷。

[補足] 人類学・考古学・経済学・経営学・会計学・地理学・歴史学・法学・言語学・政治学・国際研究・心理学等の社会科学は法則性を追究する学問, というよりも, 現象を説明しようとするところに力点を置き, 分野によっては傾向性を見出そうとする学問であると認識すべきではなかろうか。

[補足] 法則について,一般に自然科学においては法則には Low の単語が使われ社会科学においては Rule の単語が用いられるとされる。 Low 及び Rule の意味合いはおのずと異なるものであるが,これらについてわが国では同質的に法則・原理・定理と和訳されているようである³⁸⁾。 [補足] 社会科学の科学 (science) 性の有無については大きな論議がある。しかしこの論文での社会科学の科学性有無の検討は,この論文の目的である経営学関連研究における良い (あるべき) 論文を導出するための入口の検討であるから,そのためにやや強調して自然科学と対比させて社会科学の本質的な特徴を導き出そうとしている。そのために,この論文では自然科学のみが法則性を追究しようとするもの,という狭い意味での科学 (science)

³²⁾ 佐藤孝一, 同上書, 2ページ。

³³⁾ 濵沖典之, 前掲編著, 17~23ページ。

³⁴⁾ 濵沖典之, 前掲編著, 18~19ページ。

³⁵⁾ 平成27年2月に岐阜市(じゅうろくプラザ)にて開催された日本企業経営学会〔国際学会〕第9回国際学術研究大会(岐阜大会)にて(主催:日本企業経営学会(日本)共催:亜細亜企業経営学会(韓国))。

³⁶⁾ 琵琶「ハーフタイム 経済予測はなぜ謝り易いか」税務研究会「経営財務」No.3304, 2017 (平成29) 年4月3日, 32ページ参照。

³⁷⁾ ディアドラ・N・マクロスキー 赤羽隆夫訳『ノーベル賞経済学者の大罪』筑摩書房 2002年, 54~55ページ, 57ページ。

³⁸⁾ 遠藤謙一編『知っておきたい法則の辞典』東京堂出版,2007(平成19)年,「はじめに」1ページ参照。

の定義を採用して論を進めている。このような進め方を あえて行うのは、後に考察する経営学関連研究における 良い(あるべき)論文の特徴を際立たせるために必要で あると考えるからである。

自然科学(science)は自然界の法則を追求して人類に役立てようとするものであり、その研究結果は普遍的であるがために、検証可能であることが求められる。一方社会科学は佐藤が述べたように人が作った(men made)社会を考察対象とするために自然科学と同様の法則性を見出すものとは云えない。それでは社会科学研究の存在理由はいかなるものであろうか。

(3) 社会科学研究の存在理由

自然科学研究が宇宙や自然の法則性を追究するもので、考察結果が普遍的であることが検証されなければならないが、社会科学研究における考察結果は、必ずしも普遍的であることの検証が求められるものではないであろう。ならば何の理義を扱うのか、すなわち研究テーマを示し、その研究結果を書き記すことが求められるとしても、法則性を結論ずけることが困難と思われる社会科学において、その存在理由はいかなるところにあるのであろうか。

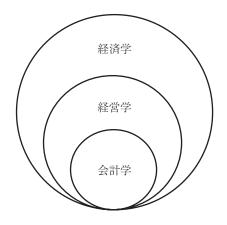
社会科学の存在理由は、その研究結果が普遍的で法則性があり、検証可能性があることはさておき、社会現象を説明し、考察結果を納得せしめ、社会を生き抜くための智として役立つための提言を行うところに見出すことができるのではなかろうか³⁹[補足]。

[補足] 社会科学研究における科学(science)の意味合いは、自然科学研究における科学(science)の意味合いとは異なり、考察結果(結論)を論理的・合理的に示し、考察対象への傾向性を見出すところにあるように見える。そうだとするなら社会科学における研究の基礎は、まず社会現象を把握し、説明することとなる。社会科学を研究する研究者の多くは、社会現象を解明し説明することに専念しているように見える。

この論文の目的は、経営学関連研究における良い(あるべき)論文はいかなるものかについて考察し、結論を導き出すことであるため、経営学関連研究の学問体系とそれぞれの研究領域を明確にしておく必要がある。経営学関連研究の学問体系に属する経済学・経営学・会計学はそれぞれの関係を明確にすることによってそれぞれの研究領域を把握することができよう。すなわち経済学・経営学・会計学の学問体系とそれぞれの研究領域の関係が明らかになれば、それぞれの分野での研究上の特質が明らかになり、それぞれの分野における良い(あるべき)論文とはどのようなものか、に迫ることができる。

筆者は先行研究において経済学・経営学・会計学の学問領域の関係を述べ、これらの関係は包含関係にあることを示した。この関係を図で示せば図表5のようになる。

図表 5 経済学・経営学・会計学の学問領域の関係



(出典:濵沖典之「税務会計論のあるべき体系」中央学院大学 商学部「中央学院大学商経論叢 第28巻第 1 号」 2013 (平成25) 年 9 月,28ページ「図表 2-1」及び濵沖典之,前掲編著,13ページ「図表 I-1」の一部抜粋)

この図は、経済学の中に経営学が内包され、経営学の中に会計学が内包されることを示したものである。すなわち、経済学は1776年にロンドンで出版されたアダム・

^{4.} 経済学研究・経営学研究・会計学研究・イングライン 発送学研究・経営学研究・会計学研究を対象

³⁹⁾ 濵沖典之, 前掲編著, 3~78ページによる。

スミスの『国の豊かさの本質と原因についての研究(い わゆる『国富論』)』40)に端を発し、そこでは諸国の富の 在り方について論じられた。現在に至っても経済学の考 察対象は主として諸国の富についてである。一方経営学 はドイツにおける国民経済学が経営経済学に分化した。 すなわち1800年代終わりに、ドイツにおいて国民経済学 から私経済研究に分化されたことに始まり、アメリカに おいて1910年頃からテイラー (Taylor, Frederick Winslow)の科学的管理法を先駆けとして私企業の経営 の在り方を考察対象として発展してきた学問である。し たがって経済学の中の私企業の在り方を扱う学問が経営 学である。ゆえに経済学に内包されるものとして経営学 を示している。一方会計学はドイツの1861年のドイツー 般商法の後、商事貸借対照表から損益計算を重視するよ うになり (シュマーレンバッハ (Schmalenbach, Eugen) の『動的貸借対照表論』⁴¹⁾→ワルプ (Walb. Ernst) →コ ジオール (Cosiol, Erich)), その後アメリカでハットフ ィールド (Hatfield, Henry Rand), ペイトン (Paton, William Andrew), リトルトン (Littlton, Ananias Charles) 等によって動態論(費用配分論)の論調が主 流になり、現在では国際的な会計基準の開発の動きに至 り, 損益計算中心の思考 {動態論 (費用配分論)} の不 備を補う形で公正価値表示の論議がなされている。これ らのことは、すなわち、会計学は経営における評価論と して経営学から分化・発展してきたものであって、会計 学は、今日においては企業を中心とする継続的事業体の 経営活動を計数及び言葉で評価し、ステークホルダーへ 説明・報告するものである。ゆえに経営学の評価論とし て会計学が位置するため、この図は経営学の中に会計学 が内包されるものであることを示している〔考察〕。

[考察] 「会計学研究の方法論は従来,経済学的アプローチ,法律学的アプローチ,組織論的アプローチ等がなされてきた420。しかしながら会計学を他の隣接諸科学と並立的にとらえてのアプローチでは,会計学の一面は捉えられても会計学の社会・経済的な役割と存在意義は捉えきれない」430 し,可視的会計現象の本質をとらえきることはできないと思慮する440。

[考察] マーケティング論(を中心とする商学)については、日本学術会議の分類では経営学に含まれると位置づけられているが、その考察の実態を吟味すれば経済学との関連が深く経済学と経営学との中間に位置すると考えられる⁴⁵⁾。すなわちマーケティング論(を中心とする商学)は、経済学に内包され、経営学を内包するものと捉えることも可能であると思われる。このことはマーケティング論の第一人者とされるアメリカのフィリップ・コトラーの見解⁴⁶⁾からも窺える。

経済学研究は、普遍的な法則性の追究というよりも、 経済の傾向性を明らかにしようとする試みがなされるも のと理解することが正しいと考えられるため、経済学研 究の意味合いは、経済を行う人々に経済現象を説明し、 考察結果を説得せしめ、経済社会を生き抜く智として役 立つための提言を行うところにあるとされるのではなか ろうか。そして、このことのよって経済社会に関わる人々 に役立つもの、と理解すべきではなかろうか。

一方,経営学研究は、普遍的な法則の追究というよりも、経営上の傾向性を明らかにしようとする試みがなされるものと理解することが正しいと考えられるため、経営学研究の意味合いは、経営を行う人々に経営現象を説

⁴⁰⁾ Adam Smith, An Inquiry into The Nature and Causes of The Wealth of Nations, London, 1776.

⁴¹⁾ E.Schmalenbach, Dynamische Bilanz, Leipzig, 1919.

⁴²⁾ 青柳文司「第三章 会計学の中心概念」黒澤清編『会計学基礎理論(第1版)』中央経済社,1980(昭和55)年,124ページ。

⁴³⁾ 濵沖典之, 前掲編書, 14ページ。

⁴⁴⁾ 濵沖典之, 前掲編書, 15ページ。

⁴⁵⁾ 経営学の考察領域は、企業を中心とする継続的事業体の活動であるが、マーケティング論(を中心とする商学)はこの領域にとどまらず、継続的事業体間の関係も考察対象としている。例えば、マーケティング論(を中心とする商学)は顧客(最終消費者)の創設(購買力)に焦点を置き、財やサービスの流れ、すなわち製造→卸→小売→消費者の効果的・効率的な動きをも考察する。この考察は個別の継続的事業体の活動を超えるものであるので経営学の考察領域を超えており、しかも国の経済に影響を及ぼすものであるから経済学の範疇に入るとすることができる。しかし、一方で経済学の立場からすれば、このような活動は直接的に国の経済について考察するものではなく、したがって経済学の考察対象から外れるとするのかもしれない。

⁴⁶⁾ フィリップ・コトラー「感謝―経済的繁栄,多くの人に」「私の履歴書(30)終」日本經濟新聞,2013(平成25)年12月31日記事,32面では,「過去100年にわたりマーケティングは経済学とその実践に基づく新たな知識を生み出し,経済システムが機能する仕組みに関することに役立ててきた。」と述べている。

明し、考察結果を説得せしめ、経済社会を生き抜く智として役立つための提言を行うところにあるのではなかろうか。そして、このことのよって経営に関わる人々に役立つもの、と理解すべきではなかろうか。

また、会計学研究の意味合いは、企業を中心とする継続的事業体の経営活動を、継続的事業体を取巻くステークホルダーに説明し、考察結果を説得せしめ、継続的事業体が経済社会を生き抜く智として役立つための会計に関する考え方に関する提言を行うところにあるのではなかろうか。このことによって経済・経営に関わる人々(ステークホルダー)に役立つもの、と理解すべきではなかろうか〔補足〕〔考察〕。

[補足] 会計の手続きは、取引→分類→勘定→配分→財務表→監査の6段階でなされ、それは技術 (art) であって⁴7, 会計学は企業を中心とする継続的事業体の経営活動を数字と言葉によって取巻く利害関係者に説明 (account for) し、納得せしめようとする学問であり⁴8)、継続的事業体活動の評価論と云えよう。また、継続的事業体を取巻く環境や技術 (特にIT) が変化すれば会計は変化し会計学は変化した会計の説明をすることが求められる⁴9)。経済・経営の動きが変われば、別の会計に関する基準が開発されるものである。また、会計基準が特定の継続的事業体のステークホルダーの思惑のために開発される場合⁵0)、会計実務に影響を与えることになる。

[考察] 以上のような会計学の領域は、経済学や経営学に 比較して狭いものであり、したがって多くの研究者に研 究領域が研究しつくされ、新たな考察(新機軸)を出し にくいという一面があると考えられる。実際、わが国の 会計に関する研究の多くが、イギリスの簿記書、フラン ス会計、ドイツ会計、アメリカ会計、国際会計をなぞっ たものや、わが国の会計に関する資料を紹介したものが 多いと云えよう。すなわち、従前の会計の分野の研究は、 歴史をつづったもの・レポート・現状報告などの文面が 多く作成されてきたのではなかろうか。

[考察] 会計学の領域は、確かに比較的狭いもので新たな 考察(新機軸)を出しにくいと思われるけれども,会計 学研究は視角を変えることによって斬新で有意義な研究 が可能であるように思えるのである。すなわち、かつて 著者はセグメント会計に取組んでいたが、わが国のセグ メント会計研究はアメリカを中心とする諸外国への研究 がつくされており、その研究領域に閉塞感を感じていた。 そのときある会計の先生に伺ったことがある。筆者が「会 計の分野ではすでに多くのことが説明されており、新た な見解を見出すことは難しいのではないですか」と問う たところ,「そんなことはありません。従前とは別の視点 で, 別の切り口で切ってみたら新たな研究が可能である。」 とおっしゃった51)。また、別の監査論が専門の先生も(す でに示した図表3の番号8の先生)研究は切り口が大事 であるとされた。別の角度からの視点で通してみれば新 たな発見があるとのことであった。ことに会計学研究の 分野においては、研究の視点を(切り口)を変え主体的 に問題を提起することによって、新たなな考察ができる ものとなろう。

[考察] 会計の分野においては、最近になって、アメリカにおける研究の影響を受けての研究が進められている⁵²⁾。すなわち近年の会計学研究においては、統計学を援用し、サンプルを用いた数式モデルが利用されるようになった⁵³⁾。このような算式モデルを利用した手法は、わが国では1955(昭和30)年頃から、経済学の計量経済学で紹介され、また研究が進められ、次第に経営学においても進められ、最近になって会計学においても進められてきた。この数式モデルを使用した部分においては当然のことと

⁴⁷⁾ A.C.Littleton, Accounting Evolution to 1900, (New York: American Institute Publishing Co., 1933), pp.490~491. 及び, 同 訳書: 片野一郎『リトルトン会計発達史学(増補版)』同文舘, 1978 (昭和53) 年, 181ページ。

⁴⁸⁾ 濵沖典之, 前掲編書, 23~44ページ参照。

⁴⁹⁾ 濵沖典之, 前掲編書, 23~44ページ参照。

⁵⁰⁾ 国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards, IFRSs, IFRS) がこれに該当すると思われる。

⁵¹⁾ その方は横浜国立大学名誉教授である。

⁵²⁾ 福井義高「第12章 会計研究の基礎理論」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系 現代会計学[第1巻]企業会計の基礎概念』中央経済社,2011(平成23)年,473~517ページ参照。

⁵³⁾ 例えば、日本会計研究学会の査読付き学術論集である「会計プログレス第17号(2016年9月発行)」では採択された8本の論文(採択率44パーセント)のうち、数式モデルを使用したものが6本である。また、同、第18号(2017年9月発行)では採択された5本の論文(採択率28パーセント)のうち、数式モデルを使用したものが3本である。

して検証可能性が求められよう。ただこのような手法は、サンプルや分析の内容が吟味されることは当然として、さらに現実とどのように結びつくのかについて俯瞰的に捉えて研究全体を評価することが必要と思われる。すなわち、定性的アプローチによる研究は傾向性を示すことを試みるものと考えられるし、数式モデルを使用した定量的アプローチによる研究は、基礎データの妥当性吟味は当然のことながら結論の持つ意味合いを大局的に評価することが求められよう。定量的アプローチによる研究も大局的に見れば傾向性を示すことを試みるものと考えられる。このような数式モデルを用いた手法は経営学においては好ましいものではないことを近年一流の経営学者が述べていたことをすぐそばで聞きたことがある50。

経営学関連研究としての経済学研究・経営学研究・会 計学研究それぞれの学術論文は、上述の研究領域に基づ くそれぞれの特質を念頭に置いて作成されるものであろ う。

* 3. 及び4. への補足

上記3. 及び4. の部分については、この論文全体の 執筆分量のバランスをとるために、かなり端折る形で、 主として筆者の先行研究⁵⁵⁾に依りながら稿を進めてき た。この部分についてはなお丁寧な説明が必要と考える ため、稿をあらためて論じる予定である。

^{*}本稿の続きを、この後続けて投稿します。

^{*}本稿は筆者が申請して承認された平成29年度中央学院 大学大学院プロジェクト研究結果の中間部分です。

⁵⁴⁾ ある経営学の大家の先生が近年中国で開催された経営学に関する学会に参加したところ、中国の研究者がこぞって数式モデルを用いた研究発表をしており眉をひそめたとの話を直接ご本人から聞いた。しかしなぜ研究方法として不快に感じたのかについての理由をその時はお聞きすることができなかった。その先生は経営者個人々の生涯を研究されることを専門になさっておられることから、統計学を援用した定量的アプローチによる研究は経営(学)の本質を突くものではなく、経営(学)の本質は「人」の生き様にあるとみられているのかもしれない。

⁵⁵⁾ 濵沖典之, 前掲編書, 3~78ページ。